

●香川県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 水主三本松線（129号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市西村1259番1地先 から	前	11.4~19.5	219	大内白鳥バイパスとの 道路交差に伴う拡幅
東かがわ市西村1393番1地先 まで	後	12.7~22.1	219	

- 4 供用開始の期日 平成26年3月30日